

事務連絡

平成20年5月28日

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

厚生労働省老健局振興課

「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」の公布について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、コムスン問題を受けて、不正事案の再発防止及び介護事業運営の適正化を図るため、今通常国会に提出していた「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案」につきましては、去る5月21日に参議院において全会一致で可決・成立し、28日に公布されたところであります。

具体的な制度設計については、法改正を実効性のあるものとするため、今後、皆様をはじめ関係方面の意見を踏まえつつ、厚生労働省令等にて定めてまいりたいと考えておりますので御協力をよろしくお願いいたします。

なお、施行期日につきましては、厚生労働省令等の準備状況等を勘案し、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

また、改正の趣旨、内容につきましては、十分御了知の上、管内市区町村、事業者等に対し、周知いただくようよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

厚生労働省老健局振興課法令係

TEL 03-5253-1111(内線 3937)

03-3595-2889(直通)

FAX 03-3503-7894